

父親の育児参加支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この実施要綱は、子育て家庭の母親の孤立化を防止し、地域で子育てする機運の醸成を図ることと、児童虐待の未然防止をめざすために実施する「父親の育児参加支援事業」（以下「本事業」という。）の、円滑な実施を図る上で必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東淀川区役所とする。

(対象者)

第3条 東淀川区内のこれから父親になる者のうち、本事業への参加を希望する者とする。

(事業内容)

第4条 本事業の目的を達成するため、本事業においては、妊娠・出産・育児に対する理解を深めるための実技体験を主とする講座及び参加者同士の交流等を行う。

(個人情報の取扱い)

第5条 個人情報の取扱いに当たっては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」及び「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」に基づき適切に行う。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際して必要な事項は、東淀川区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。